

# 領 収 書

105-0004

港区新橋

2-16-1 ニュー新橋ビル 704B

株式会社ネットプライス 様

寄付金控除の申告には、認定NPO法人としての認定の証しをかねているこの領収書をお使いください。

支援者番号：1170143

発行番号：24H0214738

発行日：2024年08月05日

受領金額合計 金10,125円也

上記の通り特定非営利活動に係る事業に対する寄付金として領収致しました。

上記の金額は、租税特別措置法第41条の18の2第1項及び同法第66条の11の3第2項並びに同法第70条第10項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明します。人道的緊急医療援助活動の資金として使用します。

## ■ 寄付明細 ■

寄付金受領日	受領金額
2024年7月31日	10,125円



特定非営利活動法人国境なき医師団日本（認定NPO法人）  
東京都新宿区馬場下町1-1 FORECAST早稲田FIRST 3F  
認定通知書番号：5生都管第1345号  
認定年月日：令和6年3月29日



キリトリ

## 税制優遇措置（寄付金控除）に関するお知らせ

《www.msf.or.jp/donate/kojo/》

国境なき医師団日本（認定NPO法人）への寄付金は申告により、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税について税制上の優遇措置を受けることができます。確定申告時に上記領収書を添付しご申請ください。

### ■ 個人による寄付

個人による寄付金は「所得控除」か「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。ご申告の際には最寄りの税務署にご相談の上、ご自身にとって有利な方を選択してください。住民税からの控除については各自治体の条例により異なります。自治体または税務署へお尋ねください。※当団体では個別のご相談はお受け致しかねますのでご了承ください。

### ■ 法人による寄付

法人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額の範囲内が損金に算入されます。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

## 控除を受けるための手続き

所轄税務署にて確定申告を行ってください。年末調整では申告することはできません。

確定申告の際は当団体が発行したこの領収書を添付し申告してください。当団体への寄付は認定NPO法人への寄付です。

## 領収書に関するお知らせ

《www.msf.or.jp/donate/ryosyu/》

「毎月の寄付」の領収書は1年分をまとめてお送りしております。

「今回の寄付」の領収書はその都度お送りしております。

- 「今回の寄付」を年に複数回される場合、1年間分の「今回の寄付」領収書を1枚にまとめて翌年の1月下旬までにお送りすることが可能です。下記までお知らせください。ただし、すでに領収書発行済みの寄付に関しては対象外となります。
- 領収書発行後の宛名変更は原則として承れません。
- クレジットカード寄付の場合、領収書に記載される受領日はカード会社から当団体への入金日であるため、カードご利用日（ご請求日）の翌月以降となります。受領日の変更は承れませんのでご了承ください。

寄付金の使途について：皆さまからの寄付金は、国境なき医師団が世界各地で行うあらゆる医療・人道援助活動費、ならびにそれらを支える広報・募金活動費、運営管理費に充てられます。当団体が指定する特定の使途に対する寄付金は、該当の緊急援助活動に優先的に充てられます。なお、指定された緊急援助活動に必要な資金を上回るご協力をいただいた場合、他の緊急援助活動に充てられる場合もございますのでご了承ください。

お問い合わせの際には、支援者番号をお知らせください。

電話0120-999-199 **通話料無料**（平日9:00～18:00 土日祝日、年末年始休業）ウェブサイトwww.msf.or.jp